



鳥取県公報

平成18年 3月 3日(金)
第 7 7 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可 (115) (市町村振興課)	1
	結核予防法による医療機関の指定 (116) (米子保健所)	1
	特定計量器の定期検査の実施 (117) (県民生活課)	1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (118) (経済交流課)	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (119) (〃)	3
公 告	保安林の指定の解除予定 (2件) (120・121) (森林保全課)	4
	二級建築士試験等の実施 (景観まちづくり課)	4
	平成18年度前期技能検定の実施 (労働雇用課)	6
	平成18年度随時実施技能検定の実施 (〃)	10

告 示

鳥取県告示第115号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3 第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を平成18年2月27日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第116号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5 第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月3日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
島田薬局	米子市皆生温泉二丁目2 - 20	平成18年2月16日

鳥取県告示第117号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省

令第70号) 第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施区域

米子市(平成17年3月31日市町村合併前の西伯郡淀江町の区域を除く。)、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町

2 実施期間

平成18年4月3日(月)から平成19年3月30日(金)まで

3 実施場所

当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第118号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トリニティモール(Cゾーン)
鳥取市南隈179

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社みどり商事 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
株式会社ジャム 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
変更後 株式会社みどり商事 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
株式会社ジャム 開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌午前2時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後11時30分まで
変更後 午前8時30分から翌午前2時30分まで

3 変更年月日

平成18年2月23日

4 届出年月日

平成18年2月22日

5 縦覧に供する書類

変更届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成18年3月3日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第119号

平成17年鳥取県告示第905号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したマルイ湖山店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見の概要

(1) 廃棄物に係る事項等

ア 店舗敷地内の水路から湖山川に発泡スチロール、ビニール袋等の廃棄物が流れ出ているので、環境美化のため廃棄物の管理を徹底すること。また、B棟裏側の土手の美化に配慮すること。

イ A棟南側屋外の廃棄物かごから廃棄物が散乱するため、廃棄物の管理を徹底すること。

ウ 調理臭が強く、適正な対応策を講じる必要がある。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 駐車場の夜間の駐車禁止区域については、埋め込み式引き上げ杭^{くい}及びチェーンにより出入口の完全閉鎖を行うこと。

イ 荷捌き作業により発生する騒音を軽減するため、荷捌きが可能な時間帯を短縮するとともに、荷捌き施設の別の場所への移転を検討すること。また、早朝に荷捌き車両が到着すること等のないよう計画的な搬出入を行う必要がある。

ウ 室外機からの騒音が発生することが見込まれるため、防音対策が必要である。

エ 荷捌き車両、廃棄物収集車等からの騒音について、防止対策を徹底すること。

(3) 交通に係る事項

ア 住宅側出入口の通行車両による事故防止のため、同出入口を閉鎖すること。

イ A棟南東へのトラックの常駐はやめること。

(4) その他

ア 夜間の駐車場が若者のローラースケート、ローラーボード等の遊び場にならないよう、進入禁止にする等の配慮が必要である。

イ A棟南東隅の自動販売機は、来店者の溜まり場になるため、撤去すること。

ウ A棟南西側の公園に出入りする幼児、児童等店舗周辺の歩行者の安全及び通行の利便を確保するため、何らかの対応が必要である。

エ 売り場面積の変更に伴い増築工事を行う場合は、騒音、振動等の影響について周辺住民に説明すること。

2 縦覧に供する期間

平成18年3月3日から1月間

- 3 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
鳥取市尚徳町116
鳥取市経済観光部産業振興課

鳥取県告示第120号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大背字ツヅラ原奥1551の37、1551の40
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第121号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字川上字平七谷217の22
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成18年7月2日(日) 午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成18年9月24日(日) 午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成18年7月23日(日) 午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成18年10月8日(日) 午前11時30分から午後4時まで

2 試験の会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画(建築設備の概要を含む。)

イ 建築構造(構造計算及び建築材料を含む。)

ウ 建築施工(施工契約及び敷地測量を含む。)

エ 建築法規(建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築士法並びにこれらの関係法令)

(2) 設計製図の試験

建築設計製図(仕様書の作成を含む。)

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成18年4月1日(土) 午前10時から同月7日(金) 午後4時まで

イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成18年4月10日(月) から同月14日(金) までの午前10時から午後4時まで
社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375

(イ) 平成18年4月10日(月)及び同月11日(火)の午前10時から午後4時まで
鳥取県西部総合事務所 米子市鞆町一丁目160

イ 申込方法

受験申込は、原則として、受付場所において申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行うこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成18年12月7日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、同年9月5日(火)(予定)に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成18年4月3日(月)から同月14日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目375

鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市鞆町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成18年6月21日(水)(予定)から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、15,100円とし、試験案内を確認の上、納付すること。

(4) 問合せ先

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375 電話0857 - 21 - 7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課(電話03 - 5524 - 3105)にその旨を申し出ること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成18年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種(作業)

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)

造園(造園工事作業)

機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)

放電加工(数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)

金属プレス加工(金属プレス作業)

鉄工(構造物鉄工作業)

建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)

めっき(電気めっき作業)

仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)

電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
産業車両整備（産業車両整備作業）
鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業）
建設機械整備（建設機械整備作業）
婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）
建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）
プラスチック成形（射出成形作業）
石材施工（石張り作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
タイル張り（タイル張り作業）
畳製作（畳製作作業）
防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
表装（表具作業、壁装作業）
塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、噴霧塗装作業）
広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）
写真（肖像写真作業）
フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）
造園（造園工事作業）
機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）
建築板金（内外装板金作業）
めっき（電気めっき作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
とび（とび作業）
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）
フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業、加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）
塗料調色（調色作業）
産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成18年6月12日(月)から同年9月10日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成18年6月5日(月)から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
造園、金属プレス加工、産業車両整備、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成18年8月20日(日)
園芸装飾、機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成18年8月27日(日)
写真	平成18年8月30日(水)
放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成18年9月3日(日)

(イ) 3級

職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ及びフラワー装飾	平成18年7月30日(日)

(ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成18年8月20日(日)
路面標示施工及び塗料調色	平成18年9月3日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
婦人子供服製造	13,000円

イ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
園芸装飾ほか11職種	10,500円	15,700円

ウ 単一等級

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

平成18年4月4日 (火) から同月14日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による送達による場合は、平成18年4月14日 (金) までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種 (指定試験機関が実施する職種を除く。) についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成18年8月28日 (月) (同年7月30日 (日) に学科試験を実施する職種に限る。) 及び平成18年10月3日 (火) (同年8月28日 (月) に合格発表を行わない職種に限る。) 付けの鳥取県公報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成18年8月28日 (月) (同年7月30日 (日) に学科試験を実施する職種に限る。) 及び平成18年10月3日 (火) (同年8月28日 (月) に合格発表を行わない職種に限る。) 付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知

事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成18年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成18年3月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成18年4月1日（土）から平成19年3月31日（土）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成18年4月1日（土）から平成19年3月31日（土）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会

が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

随時 (平成18年12月28日 (木)、同月29日 (金)、平成19年1月2日 (火)、同月3日 (水)、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。) 受け付ける。(原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

この技能検定は、外国人研修・技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会 (電話0857 - 22 - 3494) 又は鳥取県商工労働部労働雇用課

(電話0857 - 26 - 7222) に問い合わせること。